

## [事案 2022-318] 新契約取消請求

・令和5年10月24日 裁定終了

### <事案の概要>

自分の希望と異なる保険商品を契約させられたことを理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和3年6月に契約した医療保険について、以下等の理由により、契約を取り消し、既払込保険料を返してほしい。

- (1) 募集人に対し、貯蓄性のある保険を希望したが、実際は解約返戻金のない掛け捨ての保険であった。
- (2) 契約前に、募集人から設計書の交付を受けておらず、設計書を用いた説明も行われなかった。また、募集人は、解約返戻金がないことの説明を行わなかった。
- (3) 募集人が、申込手続の場所として商業施設内のフリースペースを指定したこと、自分が何らかの病気を患う確率が高いかのような言い方をしたことは問題である。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人が加入していた従前の契約が満期となり、付加されていた医療保障も消滅する予定であったため、新たな医療保障として本契約を提案した。
- (2) 募集時、申立人が貯蓄性のある保険を希望している旨の発言は一度もなかった。
- (3) 募集人は申立人に対し、設計書を交付した上で一通り説明し、タブレット上で申立人の受領確認がなされている。設計書には、随所に本契約が貯蓄型ではない(解約返戻金のない)医療保険であることが理解できる記載がある。また、募集人は重要事項説明の中でも解約返戻金がないことを説明している。
- (4) 商業施設内のフリースペースで契約の申込手続を行ったことや、その際の募集人の発言は契約の取消理由とはならない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および現在の担当者に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。